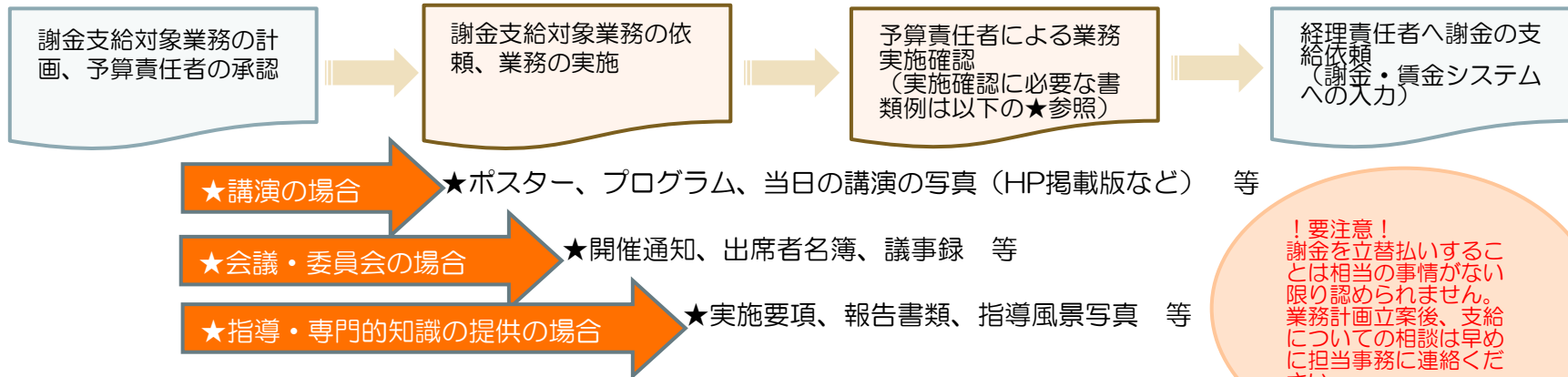


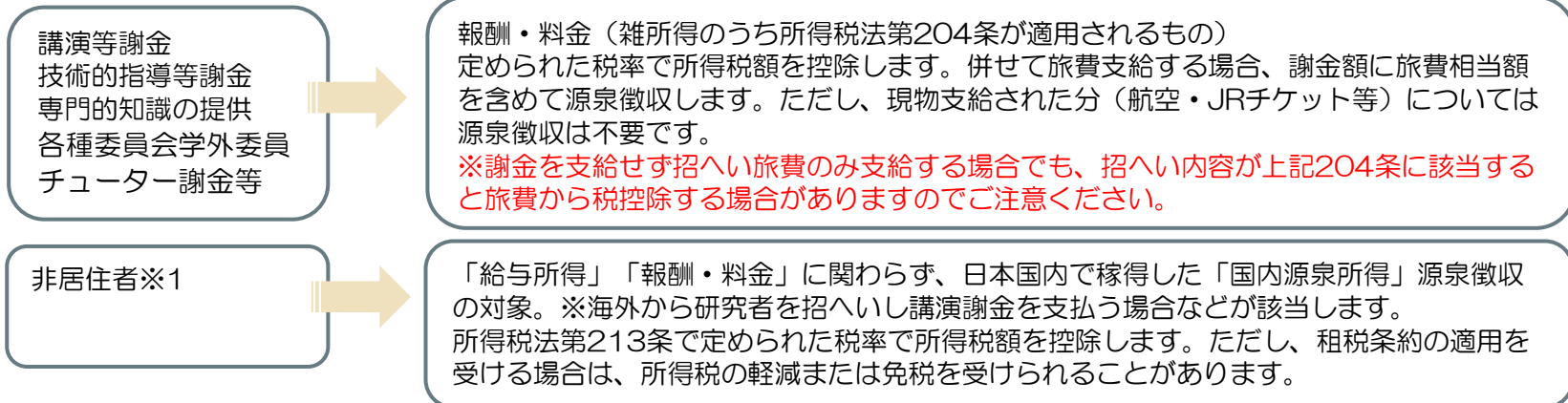
謝金支給フロー



！要注意！
 謝金を立替払いすることは相当の事情がない限り認められません。業務計画立案後、支給についての相談は早めに担当事務に連絡ください。

!!所得税について!!

○謝金に関連する源泉徴収の対象となる所得は以下のとおりです。



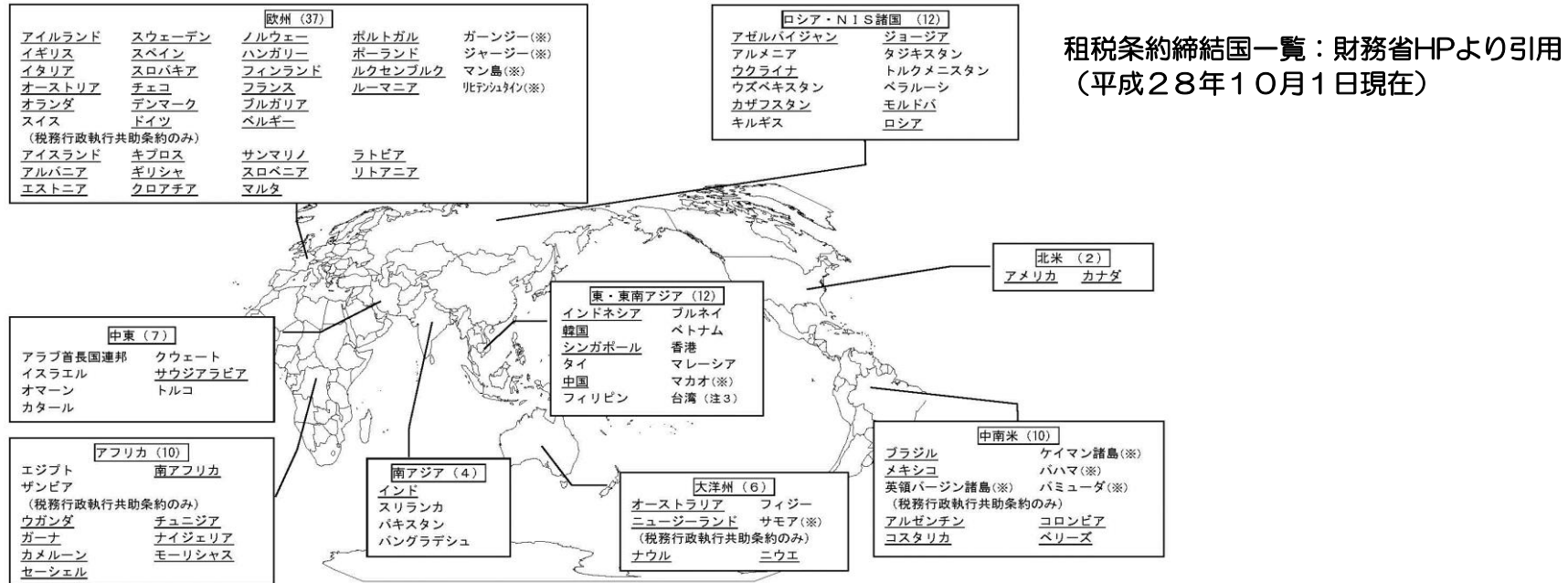
※給与所得に含まれないものや、雑所得のうち所得税法204条（報酬・料金）の適用を受けない所得は、所得税の源泉徴収は不要です。
 対象：被験者謝金、調査協力謝金、筆耕、献体 等

【参考：主な所得税率】	合計税率（所得税率×102.1%）
給与所得（月額表乙欄で金額が88,000円未満）	3.063%
報酬・料金（204条）	10.21%
非居住者への謝金支払	20.42%

租税条約とは・・・

日本（源泉地国）と居住国（納税国。国籍とは別の場合もある）の両方からの二重課税回避のため締結されている条約。
 海外からの招聘者（非居住者※1）に謝金等支払う場合、源泉徴収が必要ですが、居住国と日本との間で租税条約が締結されている場合、対象者本人の希望があれば租税条約適用の手続きを行うことで、日本において源泉徴収される所得税を軽減または免除となる場合があります。

※1）非居住者とは・・・国内に住所を有しない個人または現在まで引き続き1年以上住所を有しない個人



注1）税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

注2）条約等の数、国・地域数の内訳は以下のとおり。
 ・二重課税の回避、脱税および租税回避等への対応を主たる内容とする条約（いわゆる租税条約）：54本、65か国・地域
 ・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約（いわゆる情報交換協定）：10本、10か国・地域（図中、（※）で表示）
 ・税務行政執行共助条約（締約国は我が国を除いて全64か国（図中、国名に下線）、うち我が国と二国間条約を締結していない国は24か国）
 ・日台民間租税取決め：1本1地域

注3）台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間取り決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築。